

資 料

○ 人権をめぐる国内外の動向	77
1 国際的な動向	77
2 国内の動向	77
3 本県の取り組み	78
○ 人権関係年表	80
○ 世界人権宣言	87
○ 日本国憲法（抄）	91
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	93
○ 関連法規等（抜粋）	95

○ 人権をめぐる国内外の動向

1 国際的な動向

1945年（昭和20年）、世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合」が設立され、1948年（昭和23年）の第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、人種差別撤廃条約*〔1965年（昭和40年）〕、国際人権規約*〔1966年（昭和41年）〕、女子差別撤廃条約*〔1979年（昭和54年）〕、児童の権利に関する条約*〔1989年（平成元年）〕などの人権関係諸条約*が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

1994年（平成6年）には、国連総会において、人権教育を通して人権文化を世界に築くことを目的として、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、2004年（平成16年）に「人権教育のための世界計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が開始されました。

この世界計画は、「初等中等教育」をテーマとした第1フェーズ行動計画〔2005～2009年（平成17～21年）〕、「高等教育と教育者、公務員、法執行者等への人権教育」をテーマとした第2フェーズ行動計画〔2010～2014年（平成22～26年）〕、第1及び第2フェーズの取組強化と「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとする第3フェーズ〔2015～2019年（平成27～31/令和元年）〕、現在は「青少年のための人権教育」をテーマとした第4フェーズ〔2020～2024年（令和2～6年）〕の取組が図られています。

また、組織に関する国際規格の分野では、2010年（平成22年）に発行されたISO26000において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つとして位置付けられています。

2 国内の動向

1947年（昭和22年）、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が施行され、その具現化のために、人権に関する法制度の整備など様々な取組が行われています。

人権をめぐる国際的な動きの中で我が国は、国際社会の一員として「国際人権規約」〔1979年（昭和54年）〕や「女子差別撤廃条約」〔1985年（昭和60年）〕、「児童の権利に関する条約」〔1994年（平成6年）〕などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取組を進めてきました。最近では、2014年（平成26年）「障害者権利条約」*を批准しています。

1997年（平成9年）3月には、様々な人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、同年7月には「人権教育のための国連10年」に関する行動計画が策定され、あら

ゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

2000年（平成12年）12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。この法律を受け国は、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、2011年（平成23年）には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更がなされ、人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、人権が保障されるよう、障がい者・高齢者・子どもに対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とする法律が整備されるなど個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

最近では、「いじめ防止対策推進法」2013年（平成25年）、「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」2016年（平成28年）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016年（平成28年）、「部落差別の解消の推進に関する法律」2016年（平成28年）の施行など法整備が図られました。また2022年（令和4年）には「こども基本法」が制定され、2023年（令和5年）4月から施行されます。

文部科学省においては、2008年（平成20年）「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次取りまとめ）」を公表し、この中で、学校での取組をはじめ、家庭・地域、関係機関との連携した取組等具体的実践例を提示し、人権教育の充実が図られるよう支援しています。

3 本県の取組

県では、1992年（平成4年）に、同和施策の推進方策等の意見を求めるため、同和問題に関する各種団体等の代表や専門家で構成する「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」を設置しました。

その後、様々な人権問題に対応するため、2002年（平成14年）に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」、2003年（平成15年）に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、2005年（平成17年）には「岐阜県人権懇話会」と改称し、県の人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、施策に反映してきました。

一方、庁内組織における人権施策の推進については、1998年（平成10年）に「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を設置しました。その後、2003年（平成15年）には「岐阜県人権施策推進連絡協議会」と改称し、人権に関する総合的な施策を展開してきました。

また、2000年（平成12年）4月には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、差別のない、人権が尊重される明るく住み良い社会の実現に向けて、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオの貸出など、人権啓発事業に取り組んできました。

2003年（平成15年）3月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓

発の推進に関する法律」第5条に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定しました。

この指針によって、本県が進める人権教育・人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるために総合的に取り組んできました。

2008年（平成20年）3月、2013年（平成25年）3月及び2018年（平成30年）3月には、社会情勢の変化とこれまでの成果や課題を踏まえながら、指針を継承・発展させ、新たな課題への対応を含め、人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、三度にわたり改定を行いました。

さらに、効率的な人権啓発事業を展開するため、1999年（平成11年）には、県と岐阜県方法務局、岐阜県人権擁護委員連合会、岐阜市を構成団体とする「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」を設立し、「人権啓発フェスティバル」等の人権啓発活動を連携して行ってきました。

教育に関しては、1974年（昭和49年）に「岐阜県同和教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における同和教育を推進してきました。

2002年（平成14年）には「岐阜県人権同和教育基本方針」を策定し、人権同和教育としての新たな方向を示しました。

さらに、2006年（平成18年）から人権同和教育における行動力の育成を図る取組として「ひびきあいの日」（2018年（平成30年）から「ひびきあい活動」に変更）を設け、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなどの教育を実施してきました。

2011年（平成23年）12月には、これまでの同和教育及び人権同和教育の推進による成果と課題を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら人権教育に取り組んできました。

2012年度（平成24年度）から、人権尊重という普遍的な文化をつくりあげするため、「人権同和教育」から「人権教育」へと名称を変更しました。

啓発に関しては、人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、新聞、ラジオなどマスコミを活用した広報や冊子・リーフレット、グッズの作成・配布などの啓発活動を推進するとともに、岐阜県人権啓発センターにおける出前講座やビデオ・DVDの貸出しなどの事業を拡充してきました。

また、障害者スポーツ競技体験教室の実施や多様な性に関するセミナーなど新しい課題についても取り組んできました。